

改正

平成二一年三月三〇日条例第一九号

平成二五年三月二六日条例第一三号

令和二年三月二四日条例第一四号

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例をここに公布する。

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 動物の適正な飼養等（第七条—第十条）

第三章 野犬等の抑留及び駆除（第十一条・第十二条）

第四章 緊急時の措置等（第十三条—第十六条）

第五章 雑則（第十七条—第十九条）

第六章 罰則（第二十条—第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚を図り、動物の健康及びその安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、並びに公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 動物 人の飼養（保管を含む。以下同じ。）する動物で、哺乳類、鳥類及び爬（は）虫類に属するものをいう。

二 飼い主 動物の所有者（所有者以外の者が飼養する場合は、その者を含む。）をいう。

三 飼養施設 動物を飼養するための施設をいう。

四 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。）第二十五条の二に規定する動物をいう。

（県の責務）

第三条 県は、県民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるための動物の愛護及び管理に関する施策を策定し、これを実施する責務を有する。

（市町村との連携等）

第四条 県は、市町村が行う動物の愛護及び管理に関する施策の策定を支援するよう努めるとともに、この条例の施行に関し市町村と密接な連携を図るものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、動物の愛護に努めるとともに、県が行う動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（飼い主の責務）

第六条 飼い主は、動物の生態、習性及び生理を理解し、動物の健康及び安全を保持するよう努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように飼養しなければならない。

2 飼い主は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、動物を終生飼養するよう努めるとともに、やむを得ず動物を終生にわたり飼養することが困難となった場合には、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

3 飼い主は、動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をとるよう努めなければならない。

第二章 動物の適正な飼養等

（飼い主の遵守事項）

第七条 飼い主は、その飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 適正に餌及び水を与えること。
- 二 疾病の予防等の健康管理を行うこと。
- 三 必要に応じて適正な飼養施設を設けること。
- 四 汚物及び汚水を適正に処理し、飼養施設の内外を常に清潔にすること。
- 五 公共の場所、他人の土地及び建物等を不潔にし、又は損傷させないこと。
- 六 頻繁に発生する鳴き声、悪臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。
- 七 逸走した場合は、自ら搜索し、収容すること。

(犬の飼い主の遵守事項)

第八条 犬の飼い主は、前条各号に掲げる事項のほか、その飼養する犬について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 犬を柵、おりその他の囲いの中で飼養し、又は人の生命、身体若しくは財産に害を加えるおそれのない場所において、固定した物に綱若しくは鎖で確実につないで飼養すること。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - イ 警察犬、狩猟犬、盲導犬、介助犬、聴導犬その他の使役犬をその目的のために使用するとき。
 - ロ 人の生命、身体若しくは財産に害を加えるおそれのない場所又は方法で、犬を訓練し、又は運動させるとき。
 - ハ その他規則で定めるとき。
- 二 犬が人の生命、身体又は財産に害を加えることのないようにその管理に細心の注意を払うこと。
- 三 犬を飼養していることを明らかにするため、門戸その他の見やすい場所に知事が別に定める表示をすること。
- 四 犬をその種類、健康状態等に応じて、適正に運動させること。
- 五 犬に適切なしつけを施すこと。

(猫の飼い主の遵守事項)

第九条 猫の飼い主は、第七条各号に掲げる事項のほか、その飼養する猫について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 猫を屋外で行動できるような方法で飼養する場合には、感染症を予防し、及びみだりに繁殖することを防止するため、必要な措置をとるよう努めること。
- 二 首輪をつける等猫が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置をとるよう努めること。

(特定動物の飼い主の遵守事項)

第十条 特定動物の飼い主は、第七条各号に掲げる事項のほか、その飼養する特定動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 非常用の器材を常に使用できるように整備しておくこと。
- 二 地震、火災その他の災害の場合における特定動物の逸走の防止その他の緊急措置を定めておくこと。
- 三 その他特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えないように飼養すること。

第三章 野犬等の抑留及び駆除

(野犬等の抑留)

第十一条 知事は、飼い主のいない犬又は第八条第一号の規定により飼養されていない犬(以下「野犬等」という。)があると認めるときは、その職員に野犬等を抑留させることができる。

- 2 知事は、前項の規定により野犬等を抑留したときは、飼い主の知れているものについてはその飼い主にこれを直ちに引き取るべき旨を通知し、飼い主の知れていないものについてはその野犬等を捕獲した旨を二日間公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による通知又は掲示をした場合において、飼い主が通知を受け取った後又は掲示期間の満了後一日以内にその野犬等を引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、やむを得ない事由により、飼い主からその期間内にその野犬等を引き取ることができない旨及び相当の期間内にその野犬等を引き取る旨の申出があったときは、その申し出た期間が経過するまではこれを処分することができない。

(野犬等の駆除)

第十二条 知事は、野犬等による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため緊急の必要

がある場合において、通常の方法によって野犬等を抑留することが著しく困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、薬物を使用して野犬等を駆除することができる。この場合において、知事は、人の生命、身体又は財産に被害を及ぼさないようにするため、当該区域内及びその近隣の住民に対して、その旨を周知しなければならない。

2 前項の規定による駆除及び住民に対する周知の方法は、規則で定める。

第四章 緊急時の措置等

(緊急時の措置)

第十三条 特定動物の飼い主は、その飼養する特定動物が逸走したときは、直ちに、その旨を知事に通報するとともに、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、当該特定動物を捕獲する等必要な措置をとらなければならない。

2 特定動物の飼い主は、地震、火災その他の災害が発生したときは、第十条第二号の緊急措置を適切に実施し、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。

(事故発生時の措置)

第十四条 特定動物又は犬の飼い主は、その飼養する特定動物又は犬が人の生命又は身体に害を加えたときは、直ちに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、その飼養する犬が人をかんだときは、その犬について獣医師の検診を受けさせなければならない。

3 前項の犬の飼い主は、その飼養する犬に口輪をつける等人の生命又は身体に害を加えないよう必要な措置をとるとともに、かんだ日から二週間監視し、その犬に異常があったときは、直ちに、知事に届け出なければならない。

(措置命令)

第十五条 知事は、第八条第一号若しくは第二号の規定に違反している犬の飼い主があるとき、又はその飼養する犬が人の生命、身体若しくは財産に害を加えたとき、若しくは害を加えるおそれがあると認めるときは、その犬の飼い主に対し、犬による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(報告の徴収等)

第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主に対し、その飼養に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、その飼養施設の設置場所その他飼養に関係のある場所に立ち入り、その飼養の状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五章 雑則

(動物愛護管理員等)

第十七条 知事は、法第二十四条第一項（法第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条の二第三項、第二十五条第五項又は第三十三条第一項の規定による立入検査、前条第一項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

2 知事は、動物愛護管理員の事務を補助させるため、動物愛護技術員を置く。

(手数料)

第十八条 第十一条第一項の規定により抑留された野犬等の飼い主は、当該野犬等の引取りをする際に、岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）の定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

(委任)

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

第二十条 第十五条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者

二 第十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若

しくは虚偽の陳述をした者

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、科料に処する。

一 第十四条第二項の規定による検診を受けさせなかった者

二 第十四条第三項の規定による届出をしなかった者

第二十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年六月一日から施行する。

(岐阜県飼い犬条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 岐阜県飼い犬条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十三号）

二 岐阜県危険な動物の飼養の規制に関する条例（昭和三十六年岐阜県条例第八号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の岐阜県飼い犬条例第七条第一項の規定により抑留されている野犬等は、第十一条第一項の規定により抑留されている野犬等とみなす。

4 この条例の施行前に附則第二項の規定による廃止前の岐阜県飼い犬条例又は岐阜県危険な動物の飼養の規制に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

6 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(岐阜県手数料徴収条例の一部改正)

7 岐阜県手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

8 岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成二十一年三月三十日条例第十九号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十六日条例第十三号）

この条例は、平成二十五年九月一日から施行する。

附 則（令和二年三月二十四日条例第十四号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。